

平成29年4月  
独立行政法人都市再生機構九州支社

## 平成29・30年度工事希望調査の実施について

独立行政法人都市再生機構九州支社における平成29・30年度工事希望調査を次のとおり実施します。

本調査は、次回の定期受付による工事希望調査の実施までの間（最大2か年分）の指名の基礎資料とします。

### 1 調査対象工事区分等

- (1) 4(1)③の事務所等において、平成29年7月3日以降、指名競争入札により発注が見込まれる工事に係る工事区分（別掲）を対象とします。
- (2) 調査は工事希望調査資料（以下「調査資料」という。）の受付により行います。  
※ 資料の受付は事務所等ごとに行い、その提出方法は簡易書留による郵送方法とします。

### 2 調査資料の提出要件

当機構九州地区における平成29・30年度の競争参加資格の認定を受け、各事務所が工事区分毎に定める要件（格付・地理的条件・技術的適性等）を満たしている者とします。

なお、平成29・30年度の建設工事競争参加資格の認定を受けていない者についても、随時登録申請を併せて行うことにより調査資料の提出を認めますが、当該資料受付工事区分に必要な認定が受けられなかった場合には、提出された調査資料は無効とします。

### 3 調査資料の作成要領の交付

調査資料は当支社ホームページからのダウンロードにより平成29年4月17日から交付します。

### 4 調査資料の受付

調査資料は、希望する工事区分ごとに作成し、送付場所に提出してください。

#### (1) 定期受付

① 受付方法 簡易書留による郵送 ※持ち込みによる提出は不可。

② 受付期間

平成29年4月17日（月）から平成29年4月28日（金）まで（必着）

③ 受付単位・送付場所

希望する次表の事務所等ごとに調査資料を作成し、送付場所に送付してください。

	事務所等名	送付場所
1	福岡住まいセンター	(株) U R コミュニティ 福岡住まいセンター 技術サポート課 〒812-0016
2	北九州住まいセンター	福岡県福岡市博多区博多駅南1-3-11 K D X 博多南ビル 3 F 電話092-433-8123

※ 独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社 U R コミュニティ 福岡  
住まいセンターが受付を行います。

※ 複数の工事区分について調査資料を提出する場合は、工事区分ごとに調  
査資料（調査票及び添付資料）をクリップ止めしてください。

## (2) 追加受付（随時）

- ① 受付方法 簡易書留による郵送 ※持ち込みによる提出は不可  
調査資料は、希望する工事区分ごとに作成し、送付場所に提出し  
てください。

② 受付期間

平成29年7月3日（月）から平成31年3月29日（金）まで（必着）

③ 受付単位・送付場所

(1)③と同じ

## (3) 調査資料に関するヒアリング等

施工実績の確認等のため、ヒアリング等を行うことがあります。なお、ヒアリ  
ング等は、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社 U R コミュニティ 福岡  
住まいセンターから行います。

## 5 その他

- (1) この調査は、調査対象工事の指名の基礎資料とするために行うものであり、調  
査資料提出者への指名を約束又は予定するものではありません。
- (2) 提出された調査資料の内容が虚偽である場合は、当該資料を無効とし、指名停  
止要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出された調査資料は、原則として返却しません。
- (4) 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）の施行によ  
り、公共工事の発注者には工事の品質確保のために入札参加者の技術的能力の審  
査及び総合評価方式の実施などが求められています。

総合評価方式を適用する工事については、価格のみによる競争ではなく、技術

資料の提出を求め、技術資料の評価を「価格以外の要素」として価格との総合評価を行うことにより落札者を決定することになります。このため、技術資料の提出がない場合や技術資料が機構の定める入札参加要件を満たしていない場合は非指名となることがあります。

なお、総合評価方式の適用工事については、指名に先立ち、総合評価方式の適用工事であることを示した上で技術資料の提出要請を行います。

総合評価方式の詳細については、当機構ホームページに掲載されている総合評価方式実施ガイドラインによりご覧になれます。

- (5) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者は、調査資料を提出できません。

以上

#### 《本掲示に関する問合せ先》

○調査票の内容のこと：

- ・福岡及び北九州住まいセンター分  
独立行政法人都市再生機構業務受託者  
(株)UR コミュニティ福岡住まいセンター 技術サポート課 092-433-8123

○競争参加資格・契約のこと：

独立行政法人都市再生機構九州支社 総務部経理課 092-722-1017

## 保全工事に係る工事希望調査の作成要領

### 【福岡及び北九州住まいセンター分】

工事希望調査資料（以下「調査資料」という。）については、当支社における事業見込みを基に、「平成29・30年度建設工事競争参加資格」の認定を受けた者から、工事希望を調査するもので、以下の点に留意し、作成して下さい。

なお、地理的条件及び技術的適性等については、それぞれ提出を希望する事務所等が調査対象工事区分表により定める条件をよく確認した上で資料を作成してください。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）の施行により、公共工事の発注者には品質確保のために工事の内容に応じた入札参加者の技術的能力の審査及び総合評価方式の実施などが求められています。

総合評価方式を適用する工事については、価格のみによる競争ではなく、技術資料の提出を求め、技術資料の評価を「価格以外の要素」として価格との総合評価を行うことにより落札者を決定することになります。このため、技術資料の提出がない場合や技術資料が機構の定める入札参加要件を満たしていない場合は非指名となることがあります。

なお、総合評価方式の適用工事については、指名に先立ち、総合評価方式の適用工事であることを示した上で技術資料の提出要請を行います。

#### 1 調査資料の提出について

##### (1) 調査資料の受付は、事務所等ごとに行います。

また、調査資料は工事区分ごととしていますので、複数の事務所等又は複数の工事区分に希望する場合は、それぞれの事務所・工事区分ごとに作成し、郵送（簡易書留）にて提出してください。（造園再整備工事については福岡及び北九州住まいセンター共通となります）

##### (2) 調査資料は、工事区分等により異なりますので、「提出書類一覧」により確認の上、提出してください（チェック欄を使用し、書類に不足がないようご注意ください。）

また、複数の事務所に調査資料を提出する場合など、同一の調査表が複数必要な時は、コピー機で複写するか、パソコン等で同様式を作成して対応して下さい。

(3) 添付資料を含め、調査資料はすべてA4サイズで作成してください。

## 2 本店、支店及び営業所等所在地について

- (1) 希望する工事区分に対応する工事種別についての建設業許可を受け、かつ、地理的条件に定める条件を満たす本店、支店及び営業所等（以下「本店等」という。）がある場合は、当該本店等のうち、いずれか1つを記入してください。
- (2) (1)以外で、地理的条件（技術的適性）に定める条件を満たす施工実績がある場合は、提出を希望する事務所等の最寄りの本店等を記入してください。
- (3) 地理的条件で「特に要件なし」により希望する場合は、提出を希望する事務所等の最寄りの本店等を記入してください。

なお、(1)～(3)いずれの場合も、単なる作業場、資材置場等、建設業法上の営業所に該当しないものは記入できません。また、提出に際しては、当該本店等を申請した建設業許可申請書の写し（様式第1号及び同号別表の写し）を添付して下さい。

## 3 技術者の配置状況等について

- (1) 技術者（建設業法第26条に指定する技術者であって、それぞれの資格要件を満たす者）の配置状況は、工事種別における主任技術者及び監理技術者のそれぞれの総数を記入してください。
- (2) 監理技術者が在籍している場合は、少なくとも1人の監理技術者資格者証の写し（表・裏）を添付してください。なお、監理技術者の配置の無い者は、その理由を選択してください。

## 4 過去15年間における施工実績について

- (1) 提出を希望する各事務所が技術的適性に定める要件を満たし、かつ、1件当たり500万円以上の施工実績（工事区分毎に別途定めのある場合は、この限りではない。詳細は調査対象工事区分表を参照）を対象として記入してください。
- (2) 施工実績は、調査資料の提出日の属する年度の前年度末までに完了している工事が対象となります。個別工事の規模等により相応の施工実績の有無を確認して指名の基礎資料とするため、(1)の区分で複数の施工実績がある場合は、最も金額の高いものを記入してください（共同企業体としての施工実績は、出資比率が

20%以上の場合に限ります。)。

(3)－1 施工実績に記入した工事が元請工事の場合は、元請としての実績であることが証明できる書類（例：工事請負契約書の表紙（鑑）、特定元方事業者の事業開始報告書等）の写しを添付してください。

なお、国・地方公共団体・公団・機構等公共機関以外から受注した工事については、内容確認のため、当該書類の原本の提示を求めることがあります。

また、当機構住まいセンター（住宅管理センター含む）の業務受託者から受注した工事は、当機構からの受注工事とみなします。

(3)－2 保全建築工事における住戸内建築等修繕工事、共用部建築等修繕工事、電気工事における電気設備修繕等工事、管工事における機械設備修繕等工事で、下請としての実績を記入する場合は、元請との契約書等（例：請書等）の写し及び元請工事の一部の工事範囲、内容が証明できる書類等の写しを添付してください。

(4) 過去15年間とは、調査資料の提出日の属する年度の前年度から過去15年度分とします。

【定期受付（2年ごと）】 平成14年4月1日から平成29年3月31日まで

【追加受付（随時）】

（平成29年度中の受付） 平成14年4月1日から平成29年3月31日まで

（平成30年度中の受付） 平成15年4月1日から平成30年3月31日まで

(5) その他、技術的適性欄に記載されている内容について、証明できる資料を添付して下さい。

(例)

・住戸内建築等修繕工事：修繕等工事に係る施工マニュアルが整備されていること（マニュアルを添付）。

(6) 添付資料等に関して、原本の提示や資料の追加を求めることがあります。

## 5 電子入札対応可否の確認

当機構で一般競争入札等において導入している、電子入札システムへの対応状況について回答して下さい。当機構の電子入札は、国土交通省等で使用されている「電子入札コアシステム」を使用しており、コアシステム対応認証局が発行するICカードの購入が必要です。対応認証局は下記URLでご確認下さい。

（<http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/ur2017manual0001.pdf> P. 4 1. 2 IC

カード及びICカードリーダの準備)

対応認証局のICカードを既に保有している場合は「1 対応可」を、 ICカードを保有していない場合は「2 対応不可」を選択して下さい。

## 6 その他

- (1) 本調査は、次回の定期受付による工事希望調査の実施までの工事請負契約に係る競争参加者の指名の基礎資料とするために行うものであり、調査資料提出者への指名を約束又は予定するものではありません。
- (2) 今回調査の追加受付については、平成29年7月から隨時で行う予定としています。 詳細については、改めて掲示等でお知らせします。
- (3) 調査資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- (4) 調査対象工事区分によっては、工事の発注が無い場合があります。また、調査資料の提出者がない、又は僅少である工事区分については、直近上位又は直近下位の格付である者で条件を満たす者から提出された資料を基礎資料とする場合があります。
- (5) 会社更生法又は民事再生法の手続を申し立てている者も調査資料を提出できますが、競争参加資格に係る再審査で認定されるまでは、基礎資料としません。また、再審査の結果、資料を提出した工種について下位の格付に認定された場合は、基礎資料としません。
- (6) 調査資料提出後、合併、営業譲渡又は会社分割等が行われ、競争参加資格に係る再審査の結果、資料を提出した工種について下位の格付に認定された場合は、基礎資料としません。
- (7) 営業停止中又は指名停止中の者も調査資料を提出できますが、当該停止期間中は基礎資料としません。
- (8) 調査資料の受付時又は受付終了後においても、提出された調査資料の内容に疑惑が生じた場合は、追加して説明できる資料の提出を求めることができます。
- (9) 提出された調査資料に虚偽の記載がある場合は、当該資料を無効とし、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。  
なお、虚偽の記載により調査資料を提出し、受注した工事がある場合には、当該工事は施工実績として認めません。
- (10) 提出された調査資料は返却しません。ただし、受付後、調査非対象者と判明し

た場合は、その旨を通知し、資料を返却します。

- (11) 建築、電気設備、機械設備、土木、造園及び保全工事については、詳細条件審査型一般競争入札を対象として、次の措置等を講じており、今後、指名競争入札及び他工種にも適用することがあります
- ① 過去2か年に低入札価格調査対象工事でかつ工事成績が68点未満であった者（共同企業体の構成員である場合を含む。）が新たな入札に参加する場合には、品質確保のためA又はBのとおり取り扱う。
- A 揭示（公募）時点で、別の工事を低入札価格で履行中の者  
当該工事が終了するまで、新たな入札への参加を制限する。
- B A以外の者  
低入札価格で入札を行った場合には、工事内容に応じ、専任の技術者に加えて品質管理を専任する技術者の追加配置を求めることがある。
- ② ①以外の場合であっても、特に施工体制及び品質の確保を求める必要がある工事について、低入札を行った場合には、専任の監理技術者に加えて安全、品質管理等を専任する技術者の追加配置を義務付ける。
- ③ 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。
- (12) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に基づく監理（主任）技術者の専任性確認のため、指名後に対象工事の配置予定技術者の届出を求めることがあります。期限までに届出がない場合、指名を取り消し、入札に参加できないことがあります。
- (13) 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）の施行により、当機構が取得した文書（例：工事希望調査提出資料など）は、開示請求者（例：会社、個人など「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合には、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書となります。
- (14) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者は、調査資料を提出できません。

以上

平成 29・30 年度 調査対象工事区分表：保全工事【福岡住まいセンター】

工事種別	工事区分	工事内容	(参考)※1 H28 年度発注件数	機構が定める要件		
				格付等	地理的条件	技術的適性
保全建築	(1) 住戸内建築等修繕工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルミ製建具の改修工事</li> <li>・鋼製建具のアルミ化工事</li> <li>・外回り木製建具アルミ化工事</li> <li>・洗濯排水設備設置工事</li> <li>・室外機置き場設置工事</li> <li>・ひる石天井修繕工事 他・</li> </ul>	0 件	保全建築登録業者の中 小企業(※4)に該当する者	<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① 福岡都市圏及び周辺地域に、本店、支店又は営業所があること。※2</p> <p>② 過去 15 年間に、当該工事地域において、工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事の施工実績(1 件当たり 500 万円以上)があること。</p>	<p>RC 造、S RC 造の共同住宅(社宅、単身寮、リゾートマンション及びこれに類するものを除く。以下、本表において同じ)において、工事内容に記載した同種の建築等修繕工事について、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の元請け又は下請けのいずれかの施工実績を有する者で、次の要件を全て満足すること。</p> <p>[元請けの場合]</p> <p>① 施工実績は、居住中の住戸内での工事であること。 (空家時に行う空家修繕工事、リニューアル等工事は対象外。)</p> <p>② 建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、防水、ガラスのうち、延べ 3 工種以上の施工実績があること。</p> <p>[下請けの場合]</p> <p>① 当機構発注工事で、工事内容に記載した同種工事を延べ 3 件以上の施工実績(元請けの実績も可)があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。)</p> <p>② ①の施工実績は、全て居住中の住戸内での工事であること。 (空家時に行う空家修繕工事、リニューアル等工事は対象外。)</p> <p>③ 建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、防水、ガラスのうち、延べ 3 工種以上の施工実績があること。※3</p>
	(2) 共用部建築等修繕工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共用階段・廊下手摺設置工事</li> <li>・階段室床防水工事</li> <li>・防風スクリーン等修繕工事</li> <li>・落下防止庇修繕・設置工事</li> <li>・施設整備工事(建築物等)</li> <li>・共用廊下床シート修繕工事</li> <li>・勾配屋根改修工事 他</li> </ul>	2 件			<p>RC 造、S RC 造の共同住宅において、工事内容に記載した同種の建築等修繕工事について、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の元請けまたは下請けのいずれかの施工実績を有する者で、次の要件を全て満足すること。</p> <p>[元請けの場合]</p> <p>① 施工実績施工実績は、居住中の建物での工事であること。</p> <p>② 建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイルのうち、延べ 3 工種以上の施工実績があること。</p> <p>[下請けの場合]</p> <p>① 当機構発注工事で、工事内容に記載した同種工事を延べ 3 件以上の施工実績(元請けの実績も可)があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。)</p> <p>② ①の施工実績は、全て居住中の建物での工事であること。</p> <p>③ 建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイルのうち、延べ 3 工種以上の施工実績があること。※3</p>
	(3) 外壁等修繕工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁等修繕工事(1 棟単位)</li> <li>・耐震改修工事 (シリット設置等簡易な工事)</li> </ul>	5 件			<p>RC 造、S RC 造の 5 階建以上の共同住宅において、工事内容に記載した同種の建築等修繕工事について、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の元請けとして施工実績を有する者で、次の要件を全て満足すること。</p> <p>① 1 棟単位(30 戸以上の建物)での施工実績であること。</p> <p>② 居住中の建物での工事であること。</p> <p>③ 建設業法で定める左官、塗装、とびの 3 工種が含まれていること。※3</p>

※ 1 発注件数は、平成 28 年度の発注実績であり、実際の発注件数はこれと異なります。

※ 2 地理的条件における「福岡都市圏及び周辺地域」「北九州都市圏及び周辺地域」とは別添 1 に示す

※ 3 修繕等工事に係る自社の施工マニュアルを整備すること。なお施工マニュアル記載例は、別添 2 参照。)

※ 4 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和 41 年法律第 97 号)第 2 条(1)に該当する者(資本の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 3 百人以下の会社及び個人)

※ 5 表中の「過去 15 年間」とは、平成 14 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

※ 6 「技術的適性」における施工実績については、当該工事地域以外の施工実績も可とする。

平成 29・30 年度 調査対象工事区分表：保全工事【福岡住まいセンター】

工事種別	工事区分	工事内容	(参考)※1 H28 年度発注件数	機構が定める要件		
				格付等	地理的条件	技術的適性
塗装	(1) 塗装工事	・外回り鉄部・建具塗装工事 ・屋外工作物塗装工事 ・屋内壁塗装工事 他	2 件	塗装登録業者の中のうち中小企業(※4)に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 福岡都市圏及び周辺地域に、本店、支店又は営業所があること。※2 ② 過去 15 年間に、当該工事地域において、工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事を元請けとして施工実績(1 件当たり 200 万円以上)があること。	R C 造、S R C 造の居住中の共同住宅において、住戸内における塗装工事について、元請けとして施工実績を有する者で、過去 15 年間に 1 件当たり 200 万円以上の施工実績があること。※3
防水	(1) 防水工事	・屋根防水工事 ・パレコニー床防水工事 他	6 件	防水登録業者の中のうち中小企業(※4)に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 福岡都市圏及び周辺地域に、本店、支店又は営業所があること。※2 ② 過去 15 年間に、当該工事地域において、工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事を元請けとして施工実績(1 件当たり 500 万円以上)があること。	R C 造、S R C 造の居住中の共同住宅において、防水工事について、元請けとして施工実績を有する者で、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の施工実績があること。※3
保全土木	(1) 土木修繕等工事	・道路修繕工事 ・通路修繕工事 ・汚水管修繕工事 ・外柵修繕工事 ・駐車場基盤整備工事 他	5 件	保全土木登録業者の中のうち中小企業(※4)に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 福岡都市圏及び周辺地域に、本店、支店又は営業所があること。※2 ② 過去 15 年間に、当該工事地域において、工事内容に記載した同種の修繕工事を元請けとして施工実績(1 件当たり 500 万円以上)があること。	R C 造、S R C 造の居住中の共同住宅の敷地内において、工事内容に記載した土木修繕等工事について、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の元請けとして施工実績があること。 なお、施工実績の工種については、道路工事、排水管渠工事を全て含むこと。※3
電気	(1) 電気設備修繕等工事	・電灯幹線(40A 化)改修工事 ・インターホン化工事 ・共用灯修繕工事 ・自動火災報知設備修繕工事 他	1 件	電気B 電気C	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 福岡都市圏及び周辺地域に、本店、支店又は営業所があること。※2 ② 過去 15 年間に、当該工事地域において、当機構が発注した単独の電気設備修繕等工事を元請けとして施工実績(1 件当たり 500 万円以上)があること。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① R C 造、S R C 造の居住中の共同住宅において、単独の電気設備修繕等工事について、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の元請けとして施工実績があること。 ② 当機構発注の電気設備修繕等工事で、過去 15 年間に 1 件当たり 200 万円以上の下請けとして 3 件以上の施工実績(元請けの実績も可)があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。)※3
管	(1) 機械設備修繕等工事	・給水管改修工事 ・排水管改修工事 他	5 件	管B 管C	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 福岡都市圏及び周辺地域に、本店、支店又は営業所があること。※2 ② 過去 15 年間に、当該工事地域において、当機構が発注した単独の機械設備修繕等工事を元請けとして施工実績(1 件当たり 500 万円以上)があること。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① R C 造、S R C 造の居住中の共同住宅において、単独の機械設備修繕等工事について、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の元請けとして施工実績があること。 ② 当機構発注の機械設備修繕等工事で、過去 15 年間に 1 件当たり 200 万円以上の下請けとして 3 件以上の施工実績(元請けの実績も可)があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。)※3

※ 1 発注件数は、平成 28 年度の発注実績であり、実際の発注件数はこれと異なります。

※ 2 地理的条件における「福岡都市圏及び周辺地域」「北九州都市圏及び周辺地域」とは別添 1 に示す

※ 3 修繕等工事に係る自社の施工マニュアルを整備すること。なお施工マニュアル記載例は、別添 2 参照。)

※ 4 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和 41 年法律第 97 号)第 2 条(1)に該当する者(資本の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 3 百人以下の会社及び個人)

※ 5 表中の「過去 15 年間」とは、平成 14 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

※ 6 「技術的適性」における施工実績については、当該工事地域以外の施工実績も可とする。

平成 29・30 年度 調査対象工事区分表：保全工事【北九州住まいセンター】

工事種別	工事区分	工事内容	(参考)※1 H28 年度発注件数	機構が定める要件		
				格付等	地理的条件	技術的適性
保全建築	(1) 住戸内建築等修繕工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鋼製建具のアルミ化工事</li> <li>・外回り木製建具アルミ化工事</li> <li>・ひる石天井修繕工事</li> <li>・洗濯排水設備設置工事</li> <li>・アルミ製建具の改修工事</li> <li>・室外機置き場設置工事 他</li> </ul>	0 件	保全建築登録業者の中 小企業(※4)に該当する者	<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① 北九州都市圏及び周辺地域又は下関市に、本店、支店又は営業所があること。※2</p> <p>② 過去 15 年間に、当該工事地域において、工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事の施工実績(1 件当たり 500 万円以上)があること。</p>	<p>RC 造、S RC 造の共同住宅(社宅、单身寮、リゾートマンション及びこれに類するものを除く。以下、本表において同じ)において、工事内容に記載した同種の建築等修繕工事について、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の元請け又は下請けのいずれかの施工実績を有する者で、次の要件を全て満足すること。</p> <p>[元請けの場合]</p> <p>① 施工実績は、居住中の住戸内での工事であること。 (空家時に行う空家修繕工事、リニューアル等工事は対象外。)</p> <p>② 建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、防水、ガラスのうち、延べ 3 工種以上の施工実績があること。</p> <p>[下請けの場合]</p> <p>① 当機構発注工事で、工事内容に記載した同種工事を延べ 3 件以上の施工実績(元請けの実績も可)があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。)</p> <p>② ①の施工実績は、全て居住中の住戸内での工事であること。 (空家時に行う空家修繕工事、リニューアル等工事は対象外。)</p> <p>③ 建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、防水、ガラスのうち、延べ 3 工種以上の施工実績があること。※3</p>
	(2) 共用部建築等修繕工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共用階段・廊下手摺設置工事</li> <li>・階段室床防水工事</li> <li>・防風スクリーン等修繕工事</li> <li>・落下防止庇修繕・設置工事</li> <li>・施設整備工事(建築物等)</li> <li>・共用廊下床シート修繕工事</li> <li>・勾配屋根改修工事 他</li> </ul>	1 件			<p>RC 造、S RC 造の共同住宅において、工事内容に記載した同種の建築等修繕工事について、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の元請けまたは下請けのいずれかの施工実績を有する者で、次の要件を全て満足すること。</p> <p>[元請けの場合]</p> <p>① 施工実績施工実績は、居住中の建物での工事であること。</p> <p>② 建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイルのうち、延べ 3 工種以上の施工実績があること。</p> <p>[下請けの場合]</p> <p>① 当機構発注工事で、工事内容に記載した同種工事を延べ 3 件以上の施工実績(元請けの実績も可)があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。)</p> <p>② ①の施工実績は、全て居住中の建物での工事であること。</p> <p>③ 建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイルのうち、延べ 3 工種以上の施工実績があること。※3</p>
	(3) 外壁等修繕工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁等修繕工事(1 棟単位)</li> <li>・耐震改修工事 (スリット設置等簡易な工事)</li> </ul>	1 件			<p>RC 造、S RC 造の 5 階建以上の共同住宅において、工事内容に記載した同種の建築等修繕工事について、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の元請けとして施工実績を有する者で、次の要件を全て満足すること。</p> <p>① 1 棟単位(30 戸以上の建物)での施工実績であること。</p> <p>② 居住中の建物での工事であること。</p> <p>③ 建設業法で定める左官、塗装、とびの 3 工種が含まれていること。※3</p>

※ 1 発注件数は、平成 28 年度の発注実績であり、実際の発注件数はこれと異なります。

※ 2 地理的条件における「北九州都市圏及び周辺地域」「福岡都市圏及び周辺地域」とは別添 1 に示す

※ 3 修繕等工事に係る自社の施工マニュアルを整備すること。(自社の施工マニュアルを添付すること。なお施工マニュアル記載例は別添 2 参照。)

※ 4 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和 41 年法律第 97 号)第 2 条(1)に該当する者(資本の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 3 百人以下の会社及び個人)

※ 5 表中の「過去 15 年間」とは、平成 14 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

※ 6 「技術的適性」における施工実績については、当該工事地域以外の施工実績も可とする。

平成 29・30 年度 調査対象工事区分表：保全工事【北九州住まいセンター】

工事種別	工事区分	工事内容	(参考)※1 H28 年度発注件数	機構が定める要件		
				格付等	地理的条件	技術的適性
塗装	(1) 塗装工事	・外回り鉄部・建具塗装工事 ・屋外工作物塗装工事 ・屋内壁塗装工事 他	1 件	塗装登録業者の中 小企業(※4) に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 北九州都市圏及び周辺地域又は下関市に、 本店、支店又は営業所があること。※2 ② 過去 15 年間に、当該工事地域において、工 事内容に記載した同種の当機構発注修繕工 事を元請けとして施工実績(1 件当たり 200 万円以上)があること。	R C 造、S R C 造の居住中の共同住宅において、住戸内における塗装工事につい て、元請けとして施工実績を有する者で、過去 15 年間に 1 件当たり 200 万円以上の 施工実績があること。※3
防水	(1) 防水工事	・屋根防水工事 ・バルコニー床防水工事 他	5 件	防水登録業者の中 小企業(※4) に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 北九州都市圏及び周辺地域又は下関市に、 本店、支店又は営業所があること。※2 ② 過去 15 年間に、当該工事地域において、工 事内容に記載した同種の当機構発注修繕工 事を元請けとして施工実績(1 件当たり 500 万円以上)があること。	R C 造、S R C 造の居住中の共同住宅において、防水工事について、元請けとし て施工実績を有する者で、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の施工実績があ ること。※3
保全 土木	(1) 土木修繕 等工事	・道路修繕工事 ・通路修繕工事 ・汚水管修繕工事 ・外柵修繕工事 ・駐車場基盤整備工事 他	3 件	保全土木登 録業者の中 小企業(※4) に該当 する者	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 北九州都市圏及び周辺地域又は下関市に、 本店、支店又は営業所があること。※2 ② 過去 15 年間に、当該工事地域において、工 事内容に記載した同種の修繕工事を元請け として施工実績(1 件当たり 500 万円以上) があること。 なお、施工実績の工種については、道路工事、排水管渠工事を全て含むこと。※3	R C 造、S R C 造の居住中の共同住宅の敷地内において、工事内容に記載した土 木修繕等工事について、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の元請けとして施工 実績があること。
電気	(1) 電気設備 修繕等工 事	・電灯幹線(40A 化)改修工事 ・インターホン化工事 ・共用灯修繕工事 ・自動火災報知設備修繕工事 他	1 件	電気B 電気C	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 北九州都市圏及び周辺地域又は下関市に、 本店、支店又は営業所があること。※2 ② 過去 15 年間に、当該工事地域において、当 機構が発注した単独の電気設備修繕等工事 を元請けとして施工実績(1 件当たり 500 万円以上)があること。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① R C 造、S R C 造の居住中の共同住宅において、単独の電気設備修繕等工事に ついて、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の元請けとして施工実績があ ること。 ② 当機構発注の電気設備修繕等工事で、過去 15 年間に 1 件当たり 200 万円以上の 下請けとして 3 件以上の施工実績(元請けの実績も可)があること。(元請け との契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。)※3
管	(1) 機械設備 修繕等工 事	・給水管改修工事 ・排水管改修工事 他	1 件	管B 管C	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 北九州都市圏及び周辺地域又は下関市に、 本店、支店又は営業所があること。※2 ② 過去 15 年間に、当該工事地域において、当 機構が発注した単独の機械設備修繕等工事 を元請けとして施工実績(1 件当たり 500 万円以上)があること。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① R C 造、S R C 造の居住中の共同住宅において、単独の機械設備修繕等工事に ついて、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の元請けとして施工実績があ ること。 ② 当機構発注の機械設備修繕等工事で、過去 15 年間に 1 件当たり 200 万円以上の 下請けとして 3 件以上の施工実績(元請けの実績も可)があること。(元請け との契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。)※3

※ 1 発注件数は、平成 28 年度の発注実績であり、実際の発注件数はこれと異なります。

※ 2 地理的条件における「北九州都市圏及び周辺地域」「福岡都市圏及び周辺地域」とは別添 1 に示す

※ 3 修繕等工事に係る自社の施工マニュアルを整備すること。(自社の施工マニュアルを添付すること。なお施工マニュアル記載例は別添 2 参照。)

※ 4 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和 41 年法律第 97 号)第 2 条(1)に該当する者(資本の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 3 百人以下の会社及び個人)

※ 5 表中の「過去 15 年間」とは、平成 14 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

※ 6 「技術的適性」における施工実績については、当該工事地域以外の施工実績も可とする。

平成 29・30 年度 調査対象工事区分表：造園再整備工事【福岡住まいセンター・北九州住まいセンター共通】

工事種別	工事区分	工事内容	(参考)※1 H28 年度発注件数	機構が定める要件		
				格付等	地理的条件	技術的適性
造園	(1) 造園再整備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園路（通路）整備工事</li> <li>・広場整備工事</li> <li>・遊戯施設整備工事</li> <li>・修景施設整備工事</li> <li>・植栽整備工事</li> <li>・屋外施設整備工事</li> <li>・自転車置場整備工事 他</li> </ul>	4 件	造園B  次のいずれかの要件に該当すること。 ① 福岡県又は下関市に、本店、支店又は営業所があること。 ② 過去 15 年間に、当該工事地域において、工事内容に記載した同種の造園再整備工事又は造園工事を元請けとして施工実績（1 件当たり 500 万円以上）があること。	造園C  R C 造、S R C 造の居住中の共同住宅（社宅、単身寮、リゾートマンション及びこれに類するものを除く。の敷地内において、工事内容に記載した造園再整備工事又は造園工事について、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の元請けとして施工実績があること。※2  なお、地理的条件及び技術的適性の施工実績において、植物管理工事は含まない。	

※ 1 発注件数は、平成 28 年度の発注実績であり、実際の発注件数はこれと異なります。

※ 2 修繕等工事に係る自社の施工マニュアルを整備すること。（自社の施工マニュアルを添付すること。なお施工マニュアル記載例は、別添 2 参照。）

※ 3 表中の「過去 15 年間」とは、平成 14 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

※ 4 「技術的適性」における施工実績については、当該工事地域以外の施工実績も可とする。

## 地理的条件(平成 29 年 4 月 1 日現在)

### 福岡都市圏 9 市 8 町

福岡市、宗像市、福津市、古賀市、春日市、太宰府市、大野城市、筑紫野市、糸島市、糟屋郡（新宮町、久山町、篠栗町、粕屋町、志免町、須恵町、宇美町）、筑紫郡（那珂川町）

### 福岡都市圏の周辺地域 13 市 5 町 1 村

宮若市、飯塚市、嘉麻市、朝倉市、小郡市、うきは市、久留米市、八女市、筑後市、大川市、柳川市、みやま市、大牟田市、嘉穂郡（桂川町）、朝倉郡（筑前町、東峰村）、三井郡（大刀洗町）、八女郡（広川町）、三潴郡（大木町）

### 北九州都市圏及び下関市 3 市 4 町

北九州市、中間市、遠賀郡（芦屋町、水巻町、遠賀町、岡垣町）、下関市

### 北九州都市圏の周辺地域 4 市 13 町 1 村

直方市、行橋市、田川市、豊前市、鞍手郡（鞍手町、小竹町）、田川郡（福智町、糸田町、香春町、大任町、川崎町、添田町、赤村）、京都郡（みやこ町、苅田町）、築上郡（築上町、上毛町、吉富町）

独立行政法人都市再生機構九州支社

## 施工マニュアルの記載例

○様式は自由とし、以下 I・II の内容等について記載されているものとする。

### I 工事にあたっての留意事項について

- 1 心構え、みだしなみ
- 2 居住者又は近隣に対する周知方法
- 3 居住者又は近隣に対する安全管理
- 4 作業員に対する安全衛生管理
- 5 緊急時の対応
- 6 工事関係車両の走行及び駐車マナー
- 7 資材・機器の搬出入
- 8 工事騒音に対する配慮
- 9 工事終了時の留意事項

### II 施工監理について

- 1 工程管理
- 2 品質管理
- 3 検査

## 工事希望調査資料の送付票（保全工事）

独立行政法人都市再生機構九州支社  
九州支社長 殿

工事区分

会社名 :代表者等氏名 : 印担当者所属 :担当者氏名 :電話番号 :

## 提出書類一覧表

順序	書類の種類	書類の枚数	備 考
1	工事希望調査資料の送付票	1 枚	
2	工事種別に係る調査票	2 枚	
3	競争参加資格認定通知書の写し	1 枚	(申請中の者は、受付票の写し)
4	建設業許可申請書の写し、同別表(該当する営業所が記載されたもの。)の写し、許可通知の写し	3 枚	
5	請負契約書等の写し (コインズの登録データの写し)	※ 枚	請負契約書による場合
6	特定元方事業者の事業開始報告者の写し	※ 枚	請負契約書によらない場合
7	監理技術者資格者証の写し	1 枚	監理技術者を配置する者
8	施工マニュアル	※ 枚	「別添2」施工マニュアルの記載例を参照

※枚数を記載する。

## 作成要領等

- (1)提出書類は、全てA4 サイズ縦使いとします。
- (2)提出書類は、本送付票に記載する順序のとおりに綴じ、仮綴じ左2ヶ所留とします。
- (3)複数の事務所並びに工事区分を希望する者はそれぞれに作成し、提出して下さい。
- (4)保全工事の郵送先は、宛名と異なり、UR コミュニティ（業務受託者）となります。

## 保全工事

### 工事種別希望調査票

この調査資料及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

格付等		商号又は名称	印
		[記入者名]	
		[連絡先]	
		[登録番号]	

#### 1. 申し込み先区分

1	福岡住まいセンター
2	北九州住まいセンター

・申し込み先区分番号に「○」を記入して下さい。

法人の格付け	
1	大企業
2	中小企業

（造園再整備工事については、福岡及び北九州住まいセンター共通の申込となりますので記入不要です。）

#### 2. 工事希望

工事種別	工事区分
	—

#### 3. 本店、支店又は営業所等所在地

営業所等の名称		郵便番号	所在 地		
		電話番号			FAX番号

建設業許可申請書、同別表（該当する営業所が記載されたもの。）及び許可通知の写しを添付して下さい。

#### 4. 技術者の配置状況

	主任技術者	監理技術者	
総 数			

監理技術者は、少なくとも1名の監理技術者資格者証の写しを添付して下さい。

（平成16年3月1日以降交付、更新したものは、監理技術者講習終了証の写しも必要です。）

監理技術者の配置のない者は、1、2何れかの理由を○で囲んで下さい。

1 一般建設業	2 特定建設業であるが、下請契約を建設業法で定める金額以下で実施する予定
---------	--------------------------------------

## 5. 過去15年間における工事実績

### 【工事種別が保全建築・塗装・防水・電気・管工事用】

番号	工事種別	元請工事	工事場所	工事名称	発注機関	工事概要 (構造・階数・棟数・戸数等)	請負金額 (百万円)	工期	構造		居住中工事	住戸内工事	備考
									RC	SRC			

注1： 番号欄は、工事請負金額の高い順に番号を記入し、提出する契約書等の写しの番号と整合して下さい。

注2： 過去15年間における工事実績とは、「平成14年4月1日から平成29年3月31日」までに完成した工事。

注3： 工事実績について、元請けであることが証明できる契約書若しく上記内容が確認できる書類の写しを1部添付してください。（例：契約書、特定元方事業者の事業開始報告書、CORINS登録証と工事カルテ、契約図面、施工計画書等のうち、工事の元請であること及び工事概要を証明できる書類）

注4： 工事実績が民間工事の場合は、契約書、特定元方事業者の事業開始報告書等の原本提示を依頼する場合があります。

注5： 工事実績が下請工事の場合は、上記書類又は同種工事の実績が証明できる書類を提出して下さい。

注6： 元請工事、構造、居住中工事、住戸内工事欄は、該当する内容に「○」を記入して下さい。

### ○建設業法で定める工事工種実績（保全建築のみ）

上記に記載した工事種別が**保全建築**の場合は、下表に、工事番号毎に建設業法に定める工事工種の実績について「○」を記入して下さい。

工種	番号	大工	左官	塗装	防水	とび	建具	タイル	内装仕上げ	ガラス	工種合計
工事工種実績											

### 【工事種別が保全土木・造園工事用】

番号	工事種別	工事場所	工事名称	発注機関	工種	工事概要	請負金額 (百万円)	工期	構造		居住中工事	備考
									RC	SRC		

注1： 上記記載の注1～注4は共通となります。

注2： 工事種別が保全土木の場合は、道路工事、排水管工事全ての工種を含むこと。

注3： 構造、居住中工事欄は、該当する内容に「○」を記入して下さい。

## 6. 電子入札対応可否

当機構の電子入札システムへの対応状況について、○で囲んで下さい。

1	対応可	2	対応不可
---	-----	---	------

注： 当機構の電子入札は、国土交通省等で使用されている「電子入札コアシステム」を使用しており、コアシステム対応認証局が発行するICカードの購入が必要です。対応認証局は下記URLでご確認下さい。

(P.4 1.2 ICカード及びICカードリーダーの準備

<http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/ur2017manual0001.pdf>)

工事種別希望調査票は申し込み先区分（福岡住まいセンター・北九州住まいセンター）ごとで、かつ希望工事区分1件ごとに提出していただきます。本様式をコピーして作成してください。

## 保全工事

## 記入例

## 工事種別希望調査票

この調査資料及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

格付等	保全建築	商号又は名称	(株)機構建設	印
		[記入者名]	機構 太郎	
		[連絡先]	営業部 営業〇課	092- (123) -1234
		[登録番号]	1234567	

## 1. 申し込み先区分

①	福岡住まいセンター
2	北九州住まいセンター

・申し込み先区分番号に「○」を記入して下さい。

法人の格付け	
1	大企業
②	中小企業

・該当格付け番号に「○」を記入してください。

## 2. 工事希望

工事種別	工事区分
保全建築	外壁等修繕工事

## 3. 本店、支店又は営業所等所在地

営業所等の名称	福岡支店	郵便番号	810-1234	所在地	福岡市中央区天神〇-〇-〇	
		電話番号	092- (123) -1234	FAX番号	092- (123) -4567	

建設業許可申請書、同別表（該当する営業所が記載されたもの。）及び許可通知の写しを添付して下さい。

## 4. 技術者の配置状況

	主任技術者	監理技術者	
総数	10	5	

監理技術者は、少なくとも1名の監理技術者資格者証の写しを添付して下さい。

（平成16年3月1日以降交付、更新したものは、監理技術者講習終了証の写しも必要です。）

監理技術者の配置のない者は、1. 2何れかの理由を○で囲んで下さい。

1 一般建設業	2 特定建設業であるが、下請契約を建設業法で定める金額以下で実施する予定
---------	--------------------------------------

## 5. 過去15年間における工事実績

### 【工事種別が保全建築・塗装・防水・電気・管工事用】

番号	工事種別	元請工事	工事場所	工事名称	発注機関	工事概要 (構造・階数・棟数・戸数等)	請負金額 (百万円)	工期	構造		居住中工事	住戸内工事	備考
									RC	SRC			
1	保全建築	○	福岡市	○○団地外壁その他修繕工事	都市機構	外壁修繕工事及び塗装等工事	45	H20.6.10 H20.11.30	○		○	○	
2	保全建築	○	福岡市	○○団地外壁修繕工事	福岡市	外壁修繕工事等	30	H26.8.10 H26.12.10		○	○		
3	保全建築	○	北九州市	○○団地外壁その他修繕工事	都市機構	外壁修繕工事及び塗装等工事	25	H17.11.20 H18.2.10	○		○		

注1：番号欄は、工事請負金額の高い順に番号を記入し、提出する契約書等の写しの番号と整合して下さい。

注2：過去15年間における工事実績とは、「平成14年4月1日から平成29年3月31日」までに完成した工事。

注3：工事実績について、元請けであることが証明できる契約書若しく上記内容が確認できる書類の写しを1部添付してください。（例：契約書、特定元方事業者の事業開始報告書、CORINS登録証と工事カルテ、契約図面、施工計画書等のうち、工事の元請であること及び工事概要を証明できる書類）

注4：工事実績が民間工事の場合は、契約書、特定元方事業者の事業開始報告書等の原本提示を依頼する場合があります。

注5：工事実績が下請工事の場合は、上記書類又は同種工事の実績が証明できる書類を提出して下さい。

注6：元請工事、構造、居住中工事、住戸内工事欄は、該当する内容に「○」を記入して下さい。

### ○建設業法で定める工事工種実績（保全建築のみ）

上記に記載した工事種別が**保全建築**の場合は、下表に、工事番号毎に建設業法に定める工事工種の実績について「○」を記入して下さい。

工種	番号	大工	左官	塗装	防水	とび	建具	タイル	内装仕上げ	ガラス	工種合計
工事工種実績	1		○	○	○	○	○				5
	2		○	○		○					3
	3		○	○		○	○				4

### 【工事種別が保全土木・造園工事用】

番号	工事種別	工事場所	工事名称	発注機関	工種	工事概要	請負金額 (百万円)	工期	構造		居住中工事	備考
									RC	SRC		
					道路排水							
					道路排水							
					道路排水							

注1：上記記載の注1～注4は共通となります。

注2：工事種別が保全土木の場合は、道路工事、排水管工事全ての工種を含むこと。

注3：構造、居住中工事欄は、該当する内容に「○」を記入して下さい。

## 6. 電子入札対応可否

当機構の電子入札システムへの対応状況について、○で印んで下さい。

①	対応可	2	対応不可
---	-----	---	------

注：当機構の電子入札は、国土交通省等で使用されている「電子入札コアシステム」を使用しており、コアシステム対応認証局が発行するICカードの購入が必要です。対応認証局は下記URLでご確認下さい。

(P.4 1.2 ICカード及びICカードリーダーの準備

<http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/ur2017manual0001.pdf>)

工事種別希望調査票は申し込み先区分（福岡住まいセンター・北九州住まいセンター）ごとで、かつ希望工事区分1件ごとに提出していただきます。本様式をコピーして作成してください。